

税理士法人 トータルマネジメントブレーン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 12 月 17 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレーン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田・神藤
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 29 年度税制改正大綱 Part II 所得税・相続税制等①

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し【所得税】

(1) 配偶者控除について控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除はできないこととする。

居住者（所得割の納税義務者）の合計 所得金額	控 除 額【国税】		控 除 額【地方税】	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円	33 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円	22 万円	26 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円	11 万円	13 万円

※上記の国税の改正は平成 30 年分以後の所得税について適用する。※上記の地方税の改正は平成 31 年度分以後の個人住民税について適用する。

(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下（現行：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額を次のとおりとする。なお、現行制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者（所得割の納税義務者）については、配偶者特別控除はできないこととする。

配偶者の合計所得金額	控除額（地方税の控除額）		
	居住者（所得割の納税義務者）の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
38 万円超 85 万円以下	38 万円 (33 万円)	26 万円 (22 万円)	13 万円 (11 万円)
85 万円超 90 万円以下	36 万円 (33 万円)	24 万円 (22 万円)	12 万円 (11 万円)
90 万円超 95 万円以下	31 万円 (31 万円)	21 万円 (21 万円)	11 万円 (11 万円)
95 万円超 100 万円以下	26 万円 (26 万円)	18 万円 (18 万円)	9 万円 (9 万円)
100 万円超 105 万円以下	21 万円 (21 万円)	14 万円 (14 万円)	7 万円 (7 万円)
105 万円超 110 万円以下	16 万円 (16 万円)	11 万円 (11 万円)	6 万円 (6 万円)
110 万円超 115 万円以下	11 万円 (11 万円)	8 万円 (8 万円)	4 万円 (4 万円)
115 万円超 120 万円以下	6 万円 (6 万円)	4 万円 (4 万円)	2 万円 (2 万円)
120 万円超 123 万円以下	3 万円 (3 万円)	2 万円 (2 万円)	1 万円 (1 万円)

※上記の国税の改正は平成 30 年分以後の所得税について適用する。※上記の地方税の改正は平成 31 年度分以後の個人住民税について適用する。

☆来年度の税制改正において控除方式の検討を進める。

2. NISA 制度の見直し（延長・拡充）【所得税・地方税】

(1) 積立 NISA（非課税累積投資契約※1に係る非課税措置）の創設

現行 NISA 制度（非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置）との選択適用。

対象勘定：居住者等が金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に設けた累積投資勘定※2

対象期間：累積投資勘定※2 を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 20 年を経過する日までの間

所得税・住民税の非課税対象：

①上記期間内に支払を受けるべき累積投資勘定※2に係る公募等株式投資信託※3の配当等^(注1)。

(注1) 当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。

②その累積投資勘定※2に係る公募等株式投資信託※3の受益権の譲渡をしたことによる譲渡所得等

(当該譲渡による損失金額はないものとみなす。)

非課税限度額：年間 40 万円（累積投資勘定※2 を設定した日(原則各年 1 月 1 日)からその年 12 月 31 日までの間に取得した公募等株式投資信託※3の受益権の取得対価合計額）

累積投資勘定※2に受け入れられる公募等株式投資信託※3の受益権の範囲：

累積投資に適した商品性を有するものとして次に掲げる事項が投資信託約款に記載されているもの。

①信託契約期間：定めがない又は 20 年以上の期間が定められている。

②収益分配：原則信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月毎に行うこととされていない。

③信託財産：複数銘柄の有価証券又は複数種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わない。

④その他一定の事項

※1 非課税累積投資契約：積立 NISA の非課税適用を受けるために公募等株式投資信託※3の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け及びその管理に関する契約で、一定の事項が定められているもの。

※2 累積投資勘定：非課税累積投資契約※1に基づき非課税口座で管理される公募等株式投資信託※3の受益権を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 30 年から平成 49 年までの各年のうち現行の非課税管理勘定が設定される年以外の年に設けられるもの。

※3 公募等株式投資信託：受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの。

(2) 現行 NISA 及びジュニア NISA の非課税管理勘定間の移管時の上限額撤廃

非課税口座及び未成年者口座に設定された非課税管理勘定の非課税期間（5 年間）終了時に、当該勘定内の上場株式等を新たな非課税管理勘定に移管する場合、新たな勘定の受入限度額の上限額なし。（現行：120 万円）

(ジュニア NISA の継続管理勘定への移管も同様。)

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 12 月 15 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田・笹川・東條
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 29 年度税制改正大綱 Part II 所得税・相続税制等②

3. 医療費控除及びセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）適用時の提出書類【所得税・地方税】

確定申告時に現行制度の資料（医療費領収書又は医薬品購入費の領収書）の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を添付しなければならない。なお、医療費の領収書（次に掲げるものを除く。）は、申告期限から 5 年間は税務署長等からの求めがあった場合は提示又は提出をしなければならない。

- ① 確定申告書の提出の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書
- ② 電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを医療費の明細書として送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

適用開始：平成 29 年分確定申告より（平成 31 年分までは現行制度でも可）

4. 物納財産の順位の変更(拡充)【相続税】

相続税の物納に充てる事ができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位(第一順位)とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。

5. 国民健康保険税の改正【地方税】

(1) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 27 万円（現行：26.5 万円）に引き上げる。
- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 49 万円（現行：48 万円）に引き上げる。

(2) 国民健康保険法等の改正により国民健康保険制度の見直しが行われることに伴い、国民健康保険税について、市町村が国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるために徴収する等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。